[事案 29-243] 新契約無効請求

· 平成 30 年 7 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

減額に関する募集人の説明の不備を理由として、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

以下の理由により、平成 27 年 3 月に契約した個人年金保険を取り消して、既払込保険料を返してほしい。

- (1)契約時に、募集人から、減額すると一部解約となることを説明されておらず、手数料がかかると説明されたため、減額時には事務手数料がかかると誤解した。
- (2)減額手続時に、減額に伴うリスクについて説明がなかった。一部解約になることがわかっていれば、保険料の支払いが一時的に苦しくても減額しない選択ができた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)減額は一部解約であることや、減額後の年金額等は、「保険契約のうち重要な事項」に該当しない事実であり、説明義務の対象とはされていない。
- (2)減額手続の際に誤解があったとしても、減額以前になされた契約まで無効とはならない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および減額手続時の 状況を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が減額について誤解していたとは認められず、減額手続時の事情により契約自体の取消しが認められるものではなく、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。